

重要事項説明書

(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)

あなたに対する短期入所サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

(令和8年1月1日現在)

1. 事業者の概要

事業所の名称	社会福祉法人 佐波福祉会
主たる事務所の所在地	山口市徳地八坂1330番地
代表者の氏名	理事長 水津 征洋
電話番号	0835-56-1306

2. ご利用施設

施設の名 称	特別養護老人ホームとくぢ苑(従来型)
施設の所在地	山口市徳地八坂1330番地
都道府県知事指定番号	3577500063
施設長の氏名	林 正則
電話番号	0835-56-1306
F A X 番号	0835-56-1849

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	山口県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
介護老人福祉施設	平成12年4月1日	3577500063	54人
地域密着型介護福祉施設	平成26年4月1日	3590300285	20人
訪問介護	平成12年4月1日	3577500055	35人
通所介護	"	3577500071	
居宅介護支援	"	3577500014	9人
認知症対応型共同生活介護	平成15年4月1日	3577500113	
高齢者生活支援ハウス	"		12人

4. 施設の目的と運営方針

施設の目的	要介護状態又は要支援状態にある要介護者等に対し、適正な短期入所生活介護を提供する。
施設の方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、認知状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行う。提供するサービス及び機能訓練等の目標を設定し、計画的に行う。地域との結びつきを重視し、市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

5. 施設の概要

介護老人福祉施設「特別養護老人ホームとくぢ苑」

敷地		19432.82㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造1階建(耐火建築)
	延べ床面積	3969.59㎡(うちユニット部分 1056.72㎡)
	利用定員	66名 (ショート 12名) ユニット 20名

(1)居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
個室	6室	45.39m ²	7.56m ²
個室	14室	86.4m ²	10.8m ²
2人部屋	1室	16.26m ²	8.13m ²
4人部屋	11室	354.44m ²	8.05m ²
ユニット個室	20室	288m ²	14.40m ²

(2)主な設備

設備の種類	室数	面積	特色
食堂	1室	245.73m ²	大きく外庭に面している
機能訓練室	1室	173.5m ²	明るい床面でたのしく
一般浴室	2室	71.6m ²	小浴槽と大浴槽で
機械浴室	特殊浴槽1台	中間浴槽1台	座位浴
医務室	1室		全居室の中央部に位置している
洗面所	5箇所		車イスで使用しやすいように
便所	6箇所		ヒーター付き

6. 職員の配置状況

職種	区分				常勤換算	指定基準
	常勤		非常勤			
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長(管理者)		1				
医師				2		必要数
生活相談員		1				1以上
看護職員		5		2	5.8	常勤換算3.0以上
機能訓練指導員		1				1以上
介護支援専門員		1				1以上
介護職員		33		9	27.3	常勤換算22.0以上
栄養士		1				
事務員		5				

7. 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休日
施設長 栄養士 事務職員	8時30分～17時30分	土・日・祝祭日 年末12/30～年始1/3
医師	毎週 水曜日 標準的な時間帯 13時30分～15時30分	祝祭日 年末年始
介護支援専門員	8時30分～17時30分	年間 約120日
生活相談員	8時30分～17時30分	年間 約120日
看護職員(機能訓練指導員兼務者を含む)	日勤1 8時00分～17時00分 日勤 8時30分～17時30分 遅出1 9時30分～18時30分	年間 約120日
介護職員	早出 7時00分～16時00分 日勤1 8時00分～17時00分 日勤2 8時30分～17時30分 日勤3 9時00分～18時00分 遅出① 10時00分～19時00分 夜勤① 16時00分～翌日 9時00分 夜勤② 16時30分～翌日 9時30分 夜勤③ 17時00分～翌日10時00分	年間 約120日

8. 施設サービスの概要と利用料金

(1) 介護保険給付によるサービス内容

食事介助	<p>食事時間 朝食 7時30分～ 昼食 11時40分～ 夕食 18時～</p> <p>食事場所 できるだけ離床して食堂でお食ください。施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。また食べられないものやアレルギーがある方は事前にお知らせください。お茶または白湯の給湯は随時お申し出下さい。</p>
排泄	<p>排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。 おむつ使用・・・パット・紙オムツ使用 組み合わせで個別に対応いたします。</p>
入浴・清拭	<p>入浴日 月・火・水・木・金・土のうち2日 入浴時間 9時～15時 (午前中を中心で行う予定ですが、時間の都合で午後まで延びる場合がございます。) 清拭は入浴日に入浴しない方をタオル等で身体をお拭きします。</p>
離床	<p>寝たきり防止のため、体調を見ながら離床のお手伝いをします。</p>
着替え	<p>朝夕随時の着替えのお手伝いをします。</p>
整容	<p>身の回りのお手伝いをします。</p>
シーツ交換	<p>シーツ交換は週1回行います。(ただし、汚染の場合にはその都度交換します。)</p>
洗濯	<p>必要に応じて衣類の洗濯を行います。</p>
機能訓練	<p>機能訓練指導員等による機能訓練をあなたの状況にあわせて行います。</p>
健康管理	<p>看護職員による健康管理・健康相談を行います。 外部の医療機関に通院する場合はできる限り介添えにご協力します。</p>
娯楽等	<p>当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 (カラオケ・テレビ)</p>
介護相談	<p>入所者とその家族からのご相談に応じます。</p>

《サービス利用料金》

○ 介護保険給付負担分

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	<p>介護報酬の告示の額(下記のとおり) (施設介護サービスの1割もしくは2割、または3割の額。介護保険負担割合証に記載された割合を適用する)</p>
法定代理受領できない場合	<p>介護報酬の告示の額</p>

○ 居住費 ・食費の利用料 (別表のとおり)

○ その他

- ・ 利用負担1・2・3段階の方には高額介護サービス費の制度があります。
- ・ 年収要件が一定額以下の方には、社会福祉法人による利用者負担軽減制度があります。

○ 生活介護サービス利用料金(1日あたり)(短期入所生活介護)

要介護度別	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
従来型個室・多床室 (1割負担の方)	603円	672円	745円	815円	884円
従来型個室・多床室 (2割負担の方)	1,206円	1,334円	1,490円	1,630円	1,768円
従来型個室・多床室 (3割負担の方)	1,809円	2,016円	2,235円	2,445円	2,652円

○ 生活介護サービス利用料金(1日あたり)(介護予防短期入所介護)

要介護度別	要支援1	要支援2
従来型個室・多床室 (1割負担の方)	451円	561円
従来型個室・多床室 (2割負担の方)	902円	1,122円
従来型個室・多床室 (3割負担の方)	1,353円	1,683円

○ その他の料金(【】内は2割負担、『』内は3割負担の方の料金)

- ※ 送迎を行う場合は、送迎体制加算として片道につき184円【368円】『552円』が加算されます。
- ※ 夜勤職員配置加算の要件を満たした場合、1日あたり13円【26円】『39円』が加算されます(要介護1～5の方のみ)。
- ※ 機能訓練体制加算として、1日あたり12円【24円】『36円』が加算されます。
- ※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)として、1日あたり22円【44円】『66円』が加算されます。
- ※ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)として、1月あたり10円【20円】『30円』が加算されます。
- ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として、利用料の14.0%が加算されます。
- ※ 若年性認知症の方の受入を行った場合、若年性認知症加算として、1日あたり120円【240円】『360円』が加算されます。
- ※ あらかじめ計画されていないショートステイを緊急で利用した場合、緊急時利用加算として1日あたり90円【180円】『360円』が加算されます(最長連続14日まで)。

○ 負担限度額(滞在費・食費)(1日あたり)【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

	多床室		従来型個室	
	滞在費	食費	滞在費	食費
第1段階	0円	300円	380円	300円
第2段階	430円	600円	480円	600円
第3段階①	430円	1,000円	880円	1,000円
第3段階②	430円	1,300円	880円	1,300円
第4段階	915円	1,550円	1,231円	1,550円

※ 食費の設定金額は、朝食400円、昼食590円、夕食560円の合計1,550円ですが、段階ごとに負担限度額を超えた額については、補足給付が適用されます。

- ※ 全国一律の利用者負担額の変更があった時は、当事業所が利用者に対し、変更前後の一般的な利用料が記載されている利用料金表及び利用者ごとの個別的な利用料を記載した書面を送付することをもって、介護サービス費利用者負担額変更についての当事業所による説明に代えることといたします。説明後、書面に記載された期限内にサービス利用契約解除の意思表示がなされなかった場合には、利用者負担額の変更同意したものと取り扱います。

●食事のキャンセルについて

・朝食は前日午後17時までにご連絡ください。
・昼食は当日午前10時までにご連絡ください。
・夕食は当日午後16時までにご連絡ください。

上記の時間を超えた場合は、食事を提供したこととして請求をさせていただきますので、ご了承ください。

(2)介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
理髪・美容	職員、理美容師が対応します。	実費をご負担いただくことがあります
レクリエーション行事	当施設では、レクリエーション行事として、つぎの行事を用意しております。参加されるか否かは任意です。 1月 新年会 どんと焼き 2月 節分 3月 ひな祭り ふるさと訪問 4月 お花見 春の運動会 ふるさと訪問 5月 ふるさと訪問 6月 あじさい見物 ふるさと訪問 7月 ふるさと訪問 8月 スイカ割り 夏まつり大会 ふるさと訪問 9月 敬老会 親月会 ふるさと訪問 10月 秋の運動会 ふるさと訪問 11月 紅葉狩り ふるさと訪問 12月 謝恩会 クリスマス会	実費をご負担いただくことがあります
クラブ活動	当施設では、次のクラブ活動を用意しております。参加されるか否かは任意です。 書 道 生 花(V.O講師)	実費をご負担いただくことがあります
日常生活品の購入代行	衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	代金をご負担いただきます。

※その他、日常生活に必要な物品(ただし、おむつを除きます。)につきましては、ご利用者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

※医療について

医療の必要性が生じた場合、医療機関への受診は原則ご家族に対応していただきます。

医療費は医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

9. 虐待の防止について

当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体拘束について

当施設では、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、入所者または家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体拘束を行うことがあります。その場合は、次の手続きにより行います。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束の開始を検討した上で当該入所者または家族に説明し、同意をいただきます。
- (2) 身体拘束にかかる態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (3) 当該入所者または家族に経過を説明し、その他の方法がなかったか等改善方法を検討します。必要がなくなった場合には、直ちに身体拘束を解きます。

11. 衛生管理等

- (1) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立しています。
- (2) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 施設の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明な点や、疑問、苦情がありましたら当施設(窓口担当者 木村 大樹 電話0835-56-1306)までお気軽に相談ください。
 ご意見箱での受付もしていますのでご利用ください。責任を持って調査改善させていただきます。

また、当法人では、地域にお住まいの下記の方を「第三者委員」に任命し地域住民の立場からご意見を頂いています。その他にも下記の県・市にも相談窓口がございますのでお気軽にご相談ください。

【第三者委員】

鈴木 正夫	山口市徳地船路584	電話	0835-56-1057
倉岡 章	山口市徳地柚木2013	電話	0835-58-0007
岡村 利子	山口市徳地野谷1848	電話	0835-56-0017

【市苦情相談窓口】

山口市役所介護保険課 山口市亀山町2番1号 電話083-934-2795

【県苦情相談窓口】

14. 協力医療機関

医療機関の名称	三田尻病院
院長名	豊田 秀二
所在地	防府市お茶屋町3-27
電話番号	0835-22-1110
診療科	内科・外科他
入院設備	あり

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームとくち苑消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホームとくち苑消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備 (特別養護老人ホームと共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	1個所
	自動火災報知機	あり	屋内消火栓	3個所
	誘導灯	13個所	非常通報装置	あり
	ガス漏れ報知機	あり	漏電火災報知機	なし
	非常用電源	あり		
	カーテン、布団等は防煙・難燃性能のあるものを使用しております。			
消防計画	消防署への届出日	令和6年7月 11日		
	防火管理者	古川 裕二		

16. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間(原則として) 8時30分～20時30分 来訪者は玄関備え付けの面会票に記入の上、必ずその都度職員に届け出てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	必要最小限お預かりします。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

17. 緊急時の対応

入居者が身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする場合、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行います。

また、予め近親者等緊急連絡先を届けておられる場合は、医療機関への連絡とともに緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。

18. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- (1)意見箱を設置し、利用者及び家族の意見を把握しております。
- (2)第三者による評価の実施状況:なし

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスまたは介護予防短期入所生活介護サービスの提供に際し、上記のとおり

重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホームとくち苑 職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスまたは介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

氏 _____ 名 _____ 印 _____

署名代行者氏名 _____ 印 (続柄 _____)

署名代行者住所 _____